

「みんなで取り組み」建設業の保険加入

～平成24年7月から、新たな取り組みがスタートします～

平成24年7月改訂
※を追加

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等^(※)の改正が行われました(H24.5.1公布)。これを受け、次のとおり、新たな取り組みがスタートします。^(※)

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）

(1) 平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

○ 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。

(3 保険すべてに未加入の場合：現行▲60点→改正後▲120点)

※11月より、国・都道府県の建設業担当部局は、経営事項審査時に未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

(2) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

○ 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。

国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

(3) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

○ 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。

国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

(規則第14条の2・第14条の4関係)

元請企業の皆様へ

社会保険等に参加しましょう

— みんなで取り組む保険加入 —

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始します。

- 国土交通省発注工事では必要な法定福利費を確保しています。
- 平成24年度より、社会保険等未加入企業には、様々な場面で加入指導が始まります。

社会保険等未加入に対する取組へのお問い合わせ先

■(一財)建設業振興基金 構造改善センター

TEL : 03-5473-4572 FAX : 03-5473-4594

受付時間/9:00~12:00 13:00~17:00(土日・祝祭日を除く)

※保険加入に当たっての手続き等については、社会保険労務士会と連携した体制を構築してご相談に対応いたします。

<建設業法違反に関する通報窓口>

■国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」

TEL : 0570-018-240 (全国共通)

受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)

FAX : 0570-018-241

E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

国土交通省 厚生労働省

配布団体のクレジット

社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入企業に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
経営事項審査の厳格化 【平成24年7月より実施】	・経営事項審査において、保険関係の審査項目の区分の見直し(①雇用保険、②健康保険、③厚生年金保険)及び未加入の場合の減点幅拡大により、未加入企業に対する評価の厳格化を図ります。
【平成24年11月より実施】	・未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求めます。 ・指導後も加入しない場合は、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)へ通報します。
建設業担当部局による立入検査 【平成24年11月より実施】	【営業所への立入検査】 ・建設業法に基づく立入検査において、労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認します。 ・未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求めます。 ・指導後も加入しない場合は、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)へ通報します。 【工事現場への立入検査】 ・建設業法違反に関する検査に併せて、保険加入に関する調査を実施します。 ・調査の結果、下請企業に対する保険加入に関する指導がなされていない元請企業には注意喚起等を行います。
建設業許可更新時の加入状況確認 【平成24年11月より実施】	・建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加し、保険の加入状況を確認します。 ・未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導します。 ・指導しても保険に未加入の場合には、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)へ通報します。

加入手続きは、

労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所

社会保険：年金事務所

で行っておりますので、未加入の場合は、速やかにご相談ください。

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署→ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所→ <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

◎ 各種の届出等の事務処理については、社会保険労務士に依頼することもできます。手続依頼の相談についても、(一財)建設業振興基金構造改善センターへお問い合わせください。

下請企業の皆様へ

社会保険等に参加しましょう

— みんなで取り組む保険加入 —

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始します。

- 国土交通省発注工事では必要な法定福利費を確保しています。
- 平成24年度より、社会保険等未加入企業には、様々な場面で加入指導が始まります。

社会保険等未加入に対する取組へのお問い合わせ先

■(一財)建設業振興基金 構造改善センター

TEL : 03-5473-4572 FAX : 03-5473-4594

受付時間/9:00~12:00 13:00~17:00(土日・祝祭日を除く)

※保険加入に当たっての手続き等については、社会保険労務士会と連携した体制を構築してご相談に対応いたします。

<建設業法違反に関する通報窓口>

■国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」

TEL : 0570-018-240 (全国共通)

受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)

FAX : 0570-018-241

E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

国土交通省 厚生労働省

配布団体のクレジット

社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入企業に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
建設業担当部局による立入検査 【平成24年11月より実施】	【営業所への立入検査】 ・建設業法に基づく立入検査において、労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認します。 ・未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求めます。 ・指導後も加入しない場合は、社会保険担当部局（日本年金機構、地方労働局等）へ通報します。
	【工事現場への立入検査】 ・建設業法違反に関する検査に併せて、保険加入に関する調査を実施します。 ・調査の結果、下請企業に対する保険加入に関する指導がなされていない元請企業には注意喚起等を行います。
建設業許可更新時の加入状況確認 【平成24年11月より実施】	・建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加し、保険の加入状況を確認します。 ・未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導します。 ・指導しても保険に未加入の場合には、社会保険担当部局（日本年金機構、地方労働局等）へ通報します。

加入手続きは、

労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所

社会保険：年金事務所

で行っておりますので、未加入の場合は、速やかにご相談ください。

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所 → <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

◎ 各種の届出等の事務処理については、社会保険労務士に依頼することもできます。手続依頼の相談についても、（一財）建設業振興基金構造改善センターへお問い合わせください。

あなたは社会保険等に 加入していますか？

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始します。

社会保険等へ加入するメリットとは？

社会保険等へ加入していると、家族の生活が守られます。

- ・けが・病気で働けない場合 ➡ 給付を受けられます。
- ・万一障害を負った場合 ➡ 年金の給付を受けられます。
- ・万一ご本人が死亡した場合 ➡ ご遺族が年金の給付を受けられます。

ご自身が社会保険に加入しているか確認するには？

- 給与明細等に、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の天引きがあることを確認して下さい。
- 分からない場合は、所属している会社の給与担当者などに確認して下さい。

国土交通省 厚生労働省

配布団体のクレジット

社会保険等へ未加入の場合は？

- 所属している会社へご相談いただき、加入手続きを行ってください。
- 会社へ相談しても加入できない場合は、下記保険担当部局へご相談ください。

加入手続き・相談窓口

労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所

社会保険：年金事務所

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署→ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所→ <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

分からないことがあった場合のお問い合わせ先

■国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室

TEL：03-5253-8111(代表)

＜建設業法違反に関する通報窓口＞

■国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」

TEL：0570-018-240（全国共通）

受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)

FAX：0570-018-241

E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入企業に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
元請企業による下請指導 【平成24年11月より実施】	・作業員名簿において、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加されます。 ・元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、この作業員名簿により、各作業員の社会保険等の加入状況を確認し、未加入の作業員がいる下請企業に対しては、作業員を適切な保険に加入させるよう指導します。 ・遅くとも平成29年以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めません。